

第3次あいち地震対策アクションプラン骨子

平成25年5月30日

本骨子の構成

- 1 アクションプラン策定の背景
 - 東日本大震災の教訓を活かす
 - 前提・考慮すべき事項
- 2 基本方針
 - 未来のあいちを見据える
 - 防災・減災対策の着実な推進
- 3 想定地震・津波及び想定被害
- 4 減災目標
- 5 計画期間
- 6 施策体系及び重点項目
 - 対策の柱
 - 対策の考え方の構成
- 7 目標達成のためのアクション項目及び事業量
- 8 推進体制・普及啓発体制
- 9 防災・減災対策の経済的な効果

- 本県では現在、第2次あいち地震対策アクションプラン（以下「第2次アクションプラン」という。）により地震対策を推進しており、平成23年度には中間目標年度の達成状況を取りまとめ、必要な対策について加速・前倒しを進めているところである。
- 本骨子は、東日本大震災の発生を機として、第2次アクションプランを抜本的に見直した第3次あいち地震対策アクションプラン（以下「第3次アクションプラン」という。）の要点と新たに策定する上での考え方を明らかにするものであり、今後目指すべき災害に強い安全・安心なあいちの姿を明示するものである。
- なお、第3次アクションプラン本体の策定において、適宜見直しが見込まれるものである。

1 アクションプラン策定の背景

■ 東日本大震災の教訓を活かす

- 東日本大震災では、災害の巨大化、広域化、長期化、複合化という、従来の地震での経験を超える様々な問題に直面することとなった。第3次アクションプランは、この教訓を踏まえた計画とし、比較的頻度の高い地震・津波から最大クラスの地震・津波に至るまで相当の幅を考え、さらにはそれを上回るシナリオも念頭においた計画とする。
- 第3次アクションプランでは、中長期的な目標を示しつつ、計画期間中において、被害を完全に防ぎきる防災の視点に加えて、可能な限り被害を減らす減災の視点による、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせた取組を進める。

■ 前提・考慮すべき事項

- 本県では、平成14年度から平成18年度までの第1次あいち地震対策アクションプラン、平成19年度からは第2次アクションプランに基づき防災・減災対策を推進してきており、平成23年度には第2次アクションプランの中間目標年度の達成状況を取りまとめた。その達成状況を第3次アクションプランのスタート地点として、これまでの取組との連続性を確保したものとする。

【参考 第2次アクションプラン減災目標の進捗状況】

	H14当初	H23 予定	H23 進捗	H26 見込み
死者数 【人】	2,433	1,503	1,755	1,424
経済被害額 【億円】	120,967	61,937	64,652	47,610

※「H14当初」の被害数は、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14年度）における死者数及び経済被害額

- ▶ 第3次アクションプランでは、国及び県が行う被害予測調査や対策検討を踏まえるとともに、国が平成25年度中に策定予定の、南海トラフ巨大地震に対する地震対策大綱及び地震防災戦略との整合性を考慮する。
- ▶ 想定される地震被害において強い揺れによる被害が大きな割合を占めること、また、全国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を有することなど、本県の地震対策においては、県内のそれぞれの地域の特性を十分に把握して、それぞれの災害リスクに対応できる対策を検討する必要がある。
- ▶ あいち地震対策アクションプランは、愛知県地震防災推進条例に基づく行動計画として、愛知県地域防災計画に定める各主体の役割の中で、県が具体的に取り組むべき対策を取りまとめるものである。第3次アクションプランの策定にあたっては、愛知県地震対策有識者懇談会からの提言を取り入れる。

2 基本方針

東日本大震災の教訓をもとに、比較的頻度の高い地震・津波から最大クラスの地震・津波までを考えた中で、想定する地震・津波のレベルに応じた対策が求められている。

とくに津波対策の構築にあたっては、比較的頻度の高い津波に対しては施設等の整備によるハード対策が中心となるが、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守り切ることを最優先とし、ハード対策に過度に依存することなく、避難等を軸にソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な対策を確立していくことが重要とされている。

第3次アクションプランではこうした考え方にに基づき、地震・津波のレベルに応じたソフト対策とハード対策の効果的な組み合わせを対策の基本方針の前提とする。

■ 未来のあいちを見据える

- ▶ 基幹的産業の集積した本県においては、経済の停滞を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を実現することが求められている。そのためには、企業の事業継続性の確保が重要であり、BCP策定の推進及びBCPを運用できる人材の継続的な育成が求められる。
- ▶ 今後見込まれる人口の減少や高齢化をはじめとした社会状況の変化は、災害時の対応力の低下と要支援者の増加につながり、地域の防災力の低下を招く。こうした地域の防災力の低下を見据え、新しい公共として民間部門の力も借りながら対策を進めていく。その際、地域の災害リスクに対応できるよう、コミュニティの活性化や土地利用の観点も含めた対策が求められる。
- ▶ 今後想定される大規模な災害から県民の命を守るためには、自らの命は自らの手で守る「自助」、近隣で助け合い地域を守る「共助」の考え方に立つことが求められ、行政は「公助」によりその取組を支援し、地域防災力を向上していく。

- ▶ 東日本大震災の発生は、災害への備えが私たちの生活やあらゆる社会・経済活動の基盤となることをあらためて認識させた。日ごろからの生活の様々な分野においても、防災・減災の視点をしっかりと取り入れた防災・減災の主流化・日常化としての意識に基づき、行政はもとより社会全体における取組を継続的に推進していく。

■ 防災・減災対策の着実な推進

- ▶ 被害想定による減災目標の達成に向けて、強い揺れへの対策や津波対策を始めとした防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施するものであるが、その被害想定にとらわれすぎることなく、なすべきことを着実に実施していくことが重要である。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の巨大化、広域化、長期化、複合化に対応しうる取組を推進していかなければならない。
これらの基本方針に基づき、災害に強い安全・安心なあいちを目指して取り組みを継続していく。

3 想定地震・津波及び想定被害

- ▶ 想定地震・津波は、最大クラスの地震・津波及び対策目標クラスの地震・津波とする。
- ▶ 想定被害は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施している愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果をベースとする。
 - ◇ 最大クラスの地震・津波
発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす地震・津波
 - ◇ 対策目標クラスの地震・津波
最大クラスよりも発生頻度は高く規模は小さいものの、大きな被害をもたらす地震・津波

4 減災目標

- ▶ 減災目標は、国が平成 25 年度中に策定予定の、南海トラフ巨大地震に対する地震対策大綱及び地震防災戦略における減災目標の考え方を踏まえたものとする。

5 計画期間

- ▶ 計画期間は、平成 26 年度を初年度として、国が平成 25 年度中に策定予定の、南海トラフ巨大地震に対する地震対策大綱及び地震防災戦略における計画期間の考え方を踏まえたものとする。

6 施策体系及び重点項目

施策体系の構築及び重点項目の設定にあたっては、想定する二つのレベルの地震・津波との関係を意識し、最大クラスの地震・津波に対する取組と対策目標クラスの地震・津波に対する取組のそれぞれが明確になるよう対策を構成する。

■ 対策の柱

▶ いかなる地震災害においても、まず守るべきものは「命」であり、次のステップとして、「生活」を守り「社会機能」を維持することが重要である。そして、これらを守ったうえで、その後の迅速な復旧・復興を目指すものである。こうしたことから、第3次アクションプランの対策の柱として、以下の1～4を位置付けるものとする。

1. 命を守る

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、津波浸水、崖崩れなどの地盤災害、火災・津波火災など、地震・津波による直接的な被害から県民の生命を守るために必要なハード対策・ソフト対策を確実に推進する。

また、救助・救急活動の不足による被害、断水や交通機能の障害等に伴う被害、避難所生活の長期化による災害関連死などの二次的な要因から生命の安全を確保するために必要なあらゆる分野の対策に取り組む。

2. 生活を守る

生活に必要な衣食住や医療・介護の確保・提供に係る取組、教育や雇用の確保・提供に係る取組、これらの基盤となる交通機能や生活環境の維持に係る取組など、発災直後から仮設住宅や一時的な転居先での避難生活において、県民の生活を守るために必要な対策を確実に推進する。

3. 社会機能を守る

治安の維持に必要な行政機能の確保に関する対策を確実に推進するとともに、ライフラインの供給、食料・物資の供給、交通など社会基盤の確保や、企業の経済活動の継続や農林水産業の維持に必要な対策に取り組む。

4. 迅速な復旧・復興を目指す

市街地・集落や居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るため、平常時から復興組織や復興計画等事前準備を具体化するなど復興体制の構築や復旧・復興に必要となる人材、物資、情報等の確保など、事前に取り組むべき対策を確実に推進する。

■ 対策の考え方の構成

第3次アクションプランの対策の考え方の構成は以下のとおりである。

- ・第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目
- ・新たな取組項目

※ 「第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目」には、第2次アクションプランにおけるアクション項目を記載しているが、今後の検討により、第3次アクションプランにおいて変更等がある。

※ 第2次アクションプランにおけるアクション項目は、複数の対策の柱に係るものであるが、ここでは特に関連する対策の柱のみに記載している。

対策の柱1 命を守る	
1-1	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">地震動</div> <div> <p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化の促進 ・防災上重要な民間建築物の耐震化の促進 ・一般建築物の耐震化の促進 ・家具等の転倒防止策の推進 ・防災まちづくりの促進 ・県有施設の耐震診断の実施 ・店舗併存県営住宅の耐震改修の推進 ・県立学校施設の耐震改修の推進 ・市町村立学校施設の耐震化の支援 ・私立学校施設の耐震化の支援 ・防災学習システムの整備 ・地震体験車による啓発 ・地震防災出前講座の実施 ・地震に関する県民意識調査の実施 ・学校教育における防災教育の充実 ・児童生徒用地震防災教育参考資料の作成・配布 ・学校防災指導者研修の実施 ・防災教育用教材の作成 ・重軽傷者を選別措置するトリアージ等の実施訓練 ・救出救助資機材等の整備 ・災害時救急救助体制の強化 ・被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備 ・被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※より一層の耐震化推進や長周期地震動対策など、強い揺れから命を守るために必要な取組を定める。</p> </div> </div>

1-2	津波	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村津波避難計画の策定の促進 ・市町村津波ハザードマップの作成の促進 ・市町村津波避難訓練の実施の促進 ・津波警報の確実な伝達 ・低地地域の河川施設の耐震化の推進 ・海岸施設の耐震化等の推進 ・津波防災ステーションの整備 ・排水機場・排水路等の整備 ・市町村防災行政無線の整備促進 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※津波のレベルと地域特性に応じたハード整備と避難支援対応などソフト対策を組み合わせ、津波から命を守る取組を定める。</p>
1-3	火災	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防学校における団員の教育訓練の充実 ・消防団の施設・設備の充実 ・消防団員の確保 ・市街化区域内の公園緑地の整備の推進 ・災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の支援 ・密集住宅市街地の整備改善の支援 ・市町村消防施設整備の支援 ・耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援 ・農業水利施設の地震対策利活用の促進 ・可搬式応急ポンプの点検整備 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※必要となる消防力の確保、出火の要因となる建物倒壊の増、津波火災など、火災から命を守る取組を定める。</p>
1-4	地盤災害	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の耐震化の促進 ・土砂災害防止施設の整備の推進 ・山腹崩壊対策施設の整備 ・地盤沈下防止対策の推進 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※液状化対策、低地対策など、地盤災害から命を守る取組を定める。</p>

1-5	停電・断水等	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営水道・工業用水道施設（水管橋）の耐震化の推進 ・ 県営水道施設（空気弁）の耐震化の推進 ・ 県営水道施設（浄水場施設等の構造物）の耐震化の推進 ・ 県営水道と市町村水道との連携施設（支援連絡管等）の整備 ・ 県営水道基幹管路の管網整備 ・ 県営水道施設（管路）の耐震化の推進 ・ 市町村水道施設の耐震化事業の促進 ・ 県営水道緊急時対応施設（連絡管）の整備 ・ 県営水道緊急時対応施設（広域調整池）の整備 ・ 水道事業者の震災対策事業への支援 ・ 県営水道に係る応急（緊急）復旧資機材の整備 ・ 電線類地中化の推進 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※医療機器・装置等の停止、エレベータ等の閉じ込めなど、停電・断水等から命を守る取組を定める。</p>
1-6	交通	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通管制施設の整備 ・ 交通対策資機材の整備 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※交通システムの混乱、避難における混乱など、交通支障から命を守る取組を定める。</p>
1-7	燃料不足	<p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※応急対策用燃料・暖房用燃料などの不足から命を守る取組を定める。</p>
1-8	危険物	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒劇物製造施設等の地震防災応急体制の確立指導 ・ 石油コンビナート泡消火薬剤貯蔵施設の整備の推進 ・ 大容量泡放射システムの受け皿となる広域共同防災組織の設置 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※漏洩など危険物から命を守る取組を定める。</p>

1-9	避難生活	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所等となる都市公園の整備の推進 ・避難地に利用できる農村公園の整備 ・ブロック塀耐震対策の促進 ・自動販売機の耐震対策の促進 ・重症患者の広域搬送体制の確立 ・災害時要援護者等の避難誘導體制の整備の促進 ・市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの周知徹底 ・災害時要援護者の避難生活の支援 ・市町村避難所の円滑な運営等に関する助言 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※避難所生活の長期化による体力・抵抗力の低下、被災者の孤独化など、災害関連死から命を守る取組を定める。</p>
1-10	安否不明	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜索・身元確認活動等の一層の強化 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※安否不明状態を解消する取組を定める。</p>
対策の柱2 生活を守る		
2-1	医療・福祉	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援 ・社会福祉施設の耐震化の支援 ・二次的避難所としての社会福祉施設の利用促進 ・社会福祉施設における緊急一時的な受入れの促進 ・医療施設における防災体制の強化 ・災害拠点病院の指定及び連携強化 ・医療施設間の連絡手段確保体制の整備 ・災害拠点病院を中心とする災害医療体制の充実・強化 ・災害時の医薬品等安定供給体制整備 ・健康相談窓口の設置体制の整備 ・巡回健康相談の実施体制の整備 ・災害時保健活動体制の整備の促進 ・災害時メンタルヘルスケア研修の実施 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※医療施設・設備・人員・情報の確保、避難所・学校等における心のケアなど医療・看護機能等を守る取組を定める。</p>

2-2	職業 ・ 収入	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する生活相談体制の整備 ・被災者等に対する警察相談体制の整備 ・被災者生活支援情報ハンドブックの充実 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※事業継続、早期の事業の再開・再建など雇用・収入を守る取組を定める。</p>
2-3	食料 ・ 物資	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村備蓄配置等の適正化の推進 ・市町村の耐震性備蓄倉庫整備の促進 ・家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進 ・食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく備蓄物資の整備 ・災害救助基金の適正運用 ・災害時応急物資の調達に係る事務処理マニュアルの整備 ・緊急輸送道路の確保 ・緊急輸送道路の整備の推進 ・緊急輸送道路の防災対策の推進 ・緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進 ・臨港道路橋梁の耐震化の推進 ・緊急輸送岸壁（耐震強化岸壁）の整備 ・緊急交通路（交通規制）の見直し ・孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※輸送機能の確保、受入・配布体制など食料・物資不足から生活を守る取組を定める。</p>
2-4	住環境	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者・管理者への意識啓発 ・避難路に利用できる林道の整備 ・避難路・緊急輸送路に利用できる農道の整備 ・市町村における避難地などへの避難誘導標識等の設置の促進 ・市町村避難所に対する警戒強化対策の推進 ・消毒等防疫体制の整備 ・流域下水道施設の耐震化の推進 ・流域下水道施設被災時対応マニュアルの強化 ・被災住宅の応急修理に係る体制の整備 ・仮設住宅建設に係る整備 ・公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備 ・民間借上住宅の提供に係る体制の整備 ・がれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理計画策定の促進

		<ul style="list-style-type: none"> ・がれきの仮置可能な公共空間の把握 ・廃棄物処理関係団体の処理体制確立の要請 ・石綿飛散防止対策の周知 ・フロンガスの回収・処理の対応、体制の整備 ・PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減 ・有害化学物質、産業廃棄物等の流出等防止対策の指導 ・孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供 ・地震の発生を前提とした通信設備の運用 ・集落と市町村役場等との通信の確保 ・帰宅困難者等支援対策の推進 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※避難所等の生活支障、余震・二次災害による生活支障などから住環境を守る取組を定める。</p>
2-5	教育	<p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※避難所との共存対応、児童生徒の心のケアなど教育を守る取組を定める。</p>
対策の柱3 社会機能を守る		
3-1	行政機能	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時参集訓練の実施 ・ロールプレイング方式を採用した図上訓練の実施 ・県域を越えた近隣県との連携による広域的訓練の実施 ・県警察災害警備訓練の実施 ・市町村における初動対応マニュアルの見直し ・市町村地域防災計画（市町村地震防災強化計画 ・推進計画を含む）の見直し ・市町村幹部職員地震対策懇談会の開催 ・市町村防災担当課長会議の開催 ・市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施 ・市町村地震防災対策事業の促進 ・一般県有施設（庁舎・警察署・病院・県民利用施設等） の耐震改修の推進 ・防災活動拠点の見直し、確保 ・広域防災拠点の整備促進 ・県地震対策会議の開催 ・県有識者懇談会の開催 ・防災部門組織の充実強化 ・県地域防災計画（県地震防災強化計画及び東南海・ 南海地震地震防災対策推進計画を含む）の見直し ・県警察東海地震対策委員会の開催 ・業務継続体制の強化 ・災害対策体制の強化

		<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時参集場所登録制度の見直し ・防災航空隊の充実強化 ・初動態勢の強化 ・可搬式衛星通信局の整備 ・庁舎の非常電源の確保 ・県警察地震警備計画の見直し ・警察職員招集のための伝達システムの検討 ・県職員の防災意識・災害対応能力を高めるための研修の実施 ・県の防災部門職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施 ・高度情報通信ネットワークの運営 ・耐震衛星通信施設の運営 ・自治体衛星通信機構負担金 ・地区移動系無線通信設備の更新整備 ・防災情報システムの運用 ・震度情報ネットワークシステムの充実 ・県警察災害情報収集の各種システムの整備 ・防災情報システムによるデータ提供方式の見直し ・全国瞬時警報システム等の整備についての検討 ・情報処理システムの設置環境の整備 ・自衛隊・県警・気象台等防災関係機関との連携 ・中部圏の9県1市相互の地震対策の連携 ・東海地震及び東南海・南海地震の関係都府県市との連携 ・広域応援体制に係る受援体制の充実 ・緊急消防援助隊受援計画の見直し ・警察広域緊急援助隊の効果的な運用 ・警察広域緊急援助隊の装備資機材の整備と錬度の向上等 ・下水道施設被災時の応援体制の強化 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>※参集・対応要員確保、災害時の情報管理体制、通常業務の継続など行政機能を守る取組を定める。</p>
3-2	社会基盤	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災協働社会形成の推進 ・あいち防災セミナー等による啓発 ・啓発資材等の作成・配布 ・防災教育センターの充実・整備 ・高校生防災セミナーの実施 ・国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による総合防災訓練の実施 ・地域の防災リーダーの育成 ・防災リーダーのネットワーク化の推進 ・自主防災組織の活動の活性化 ・自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進 ・消防団と地域コミュニティ等との連携促進 ・防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ ・防災ボランティアネットワーク化の促進

		<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティア団体・NPOとの連携 ・防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催 ・災害時専門ボランティアコーディネート制度等の整備 ・地震対策に係る財政支援の要請 ・多様なメディアを活用した情報伝達体制の検討 ・ライフライン関係機関との連携 ・地震に関する調査研究 ・震度観測・調査の実施 ・大学・研究機関との連携 ・地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し ・ヘリポートの整備 ・ヘリスポットの確保 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※ライフライン供給に係る参集・対応要員確保、がれき等の仮置場所の確保など社会基盤を守る取組を定める。</p>
3-3	経済活動	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の防災対策の促進 ・企業防災推進ネットワークの形成 ・中小企業のBCP策定の促進 ・中小企業向け融資制度の充実 ・東海地震に係る地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画作成の促進 ・漁港施設の耐震化の推進 ・農業用ため池の整備 ・農業用ため池の耐震診断の実施 ・大規模農業用水利施設の耐震化等の実施 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※サプライチェーンの被害状況確認、代替調達、個々の企業の事業計画策定など経済活動を守る取組を定める</p>
対策の柱4 迅速な復旧・復興を目指す		
4-1	市街地集落復興	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興組織、復興計画、復興財源確保等の復興体制の整備 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>※事前の復興準備、復興体制の構築など迅速な復旧・復興を目指す取組を定める。</p>

4-2	住宅復興	<p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> • • • <p>※応急的な住宅確保から本格的な住宅の再建へ迅速な復旧・復興を目指す取組を定める。</p>
4-3	産業復興	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の作成 ・災害時・警戒宣言発令時等の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導 <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> • • • <p>※工場・店舗・事務所等の応急的な確保、物流ルートの確保など迅速な復旧・復興を目指す取組を定める。</p>
4-4	暮らしの復興	<p>(第2次アクションプランからの継続・拡充を検討する項目)</p> <p>被災地域における地域安全活動の推進</p> <p>(新たな取組項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> • • • <p>※雇用確保、職業斡旋、コミュニティの維持・形成など迅速な復旧・復興を目指す取組を定める。</p>

7 目標達成のためのアクション項目及び事業量→減災効果

- ▶ アクション項目及び事業量を示し、それによる減災効果を明らかにすることで、対策の構成が目標達成に資するものであることを明示する。

8 推進体制・普及啓発体制

- ▶ 第3次アクションプランでは、対策の進捗の進行管理の仕組みを取り入れ、PDCA サイクルを組み込み、適宜フォローアップできる仕組みとする。また、定期的に愛知県地震対策有識者懇談会に報告するなどして、毎年レビューしていく。
- ▶ 第3次アクションプランに基づく本県の防災・減災対策が、県内市町村、さらには、各家庭や事業者など様々な主体による地震対策の実施につながることで、「自助」「共助」「公助」による防災協働社会の形成が、さらに推進されるものとなる。このため、本県として、また、本県と県内の様々な組織で構成する「あいち防災協働社会推進協議会」とも連携して、第3次アクションプランの普及啓発の取組を進める。

9 防災・減災対策の経済的な効果

- ▶ 第3次アクションプランの取組による経済被害の軽減効果を示し、事前に防災・減災対策をしておくことの経済的な効果を明示する。